

広島市消防局訓令第10号
令和8年7月14日

広島市消防公印保管使用規程（昭和33年広島市消防局訓令第4号）第7条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市消防局長 貞 森 英 樹

文書名	印影を印刷する公印の名称
・ 普通救命講習修了証 ・ 上級救命講習修了証	消防局長印